

# 果樹共済

農林水産省／群馬県／群馬県農業共済組合

安心を  
お届けします。

## 目次

果樹共済について .....	P. 1
半相殺減収総合方式について .....	P. 2
半相殺特定危険方式について .....	P. 5
損害防止事業・無事戻金について .....	P. 8
Q & A .....	P. 10

# 果樹共済への加入をおすすめします。

果樹園の経営において、一番の不安は自然災害による収穫量の減少ではないでしょうか。特に、最近では異常気象の増加により被害の発生が心配されます。

自然災害により被害を受けたとき、農家経営は大きな影響を受けることとなりますが、この損害を補填するのは、果樹共済制度が唯一の制度となります。

果樹共済制度は、果樹農家の相互扶助の精神から生まれ、農業災害補償法に定められた果樹農家の経営安定のための制度であり、国は災害対策の柱として、補償に必要な掛金額の50%を負担し、被害があったときは支払共済金の一部を負担する仕組みとなっています。

NOSA Iでは、多くの果樹農家の皆様に、不慮の災害を受けたときには、その損失が補填され安定した農家経営が続けられるように、自分の経営にあった加入方式を選択し、果樹共済制度へ加入していただくことをおすすめしています。

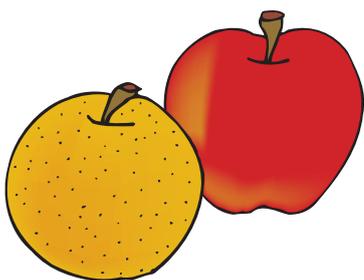


## りんご・なしについて加入いただけます。

- それぞれの樹種で品種ごとに早生・中生・晩生と分けて「類区分」を設定しています。また、同一の類区分の中で、価格差の大きい品種が含まれている場合には、さらに「細区分」を設定しています。

【類区分一覧表】

樹種	類区分	細区分	品種名
りんご	1類(早生)		つがる・さんさ・おぜの紅 ほか
	2類(中生)	1群	陽光・秋映・紅将軍 ほか
		2群	あかぎ・ジョナゴールド・昂林・紅玉 ほか
	3類(晩生)	1群	ふじ・新世界・ぐんま名月・シナノスイート ほか
		2群	シナノゴールド・王林・スリムレッド ほか
	なし	1類(早生)	
2類(中生)		豊水・廿世紀・新星 ほか	
3類(晩生)		新高・新興・愛宕・晩三吉 ほか	



# 半相殺減収総合方式

農家の類区分ごとに損害を把握して、果実の減収が3割を超えた場合に共済金が支払われる方式です。

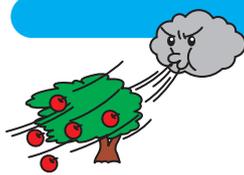
加入できるのは？

■類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある農家の方が加入できます。

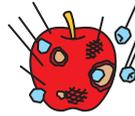
対象となる災害は？

共済事故

自然災害



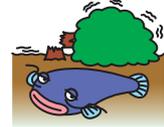
台風



ひょう



霜



地震

火災



病虫害



鳥獣害



加入方式と補償期間は？

半相殺減収総合方式の種類

方式	付保割合 (補償割合)	補償額 (共済金額)	補償期間
一般方式	70% } から選択 60% } 50% }	標準収穫金額 × 付保割合	加入した年の花芽の形成期から翌年の果実の収穫まで
短縮方式			発芽期からその年の果実の収穫まで

※選択した方式・付保割合に応じて補償額（共済金額）を算定します。

※付保割合はNOSAIが補償する最高限度額を定める割合です。

※標準収穫金額は、品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に1kg当たり価額を乗じて算出したものです。

※樹園地の類区分ごとに補償する樹園地単位減収総合方式についてはP.9を参照してください。

# 半相殺減収総合方式

掛金は  
どれくらい?

農家が負担する掛金は、掛金総額の半分です。国が半分の負担をします。また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割引されます。

## 例 りんご10aあたりの県平均値で試算した掛金の目安

- 短縮方式に加入する場合

掛金総額 37,995円	
農家負担掛金 18,998円 (50%)	国庫負担掛金 18,997円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 37,995円		
農家負担掛金 12,349円 (32.5%)	国庫負担掛金 12,348円 (32.5%)	多目的ネット割引 13,298円 (35%)

## 例 なし10aあたりの県平均値で試算した掛金の目安

- 短縮方式に加入する場合

掛金総額 67,750円	
農家負担掛金 33,875円 (50%)	国庫負担掛金 33,875円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 67,750円		
農家負担掛金 16,938円 (25%)	国庫負担掛金 16,937円 (25%)	多目的ネット割引 33,875円 (50%)

### 【防災施設ごとの割引率】

[%]

樹種 \ 防災施設	防風ネット	防ひょうネット	防鳥ネット	多目的ネット	防霜ファン	防蛾灯
りんご	5	-	-	35	5	-
なし	5	30	5	50	5	5

※防災施設ごとに割引率が異なります。

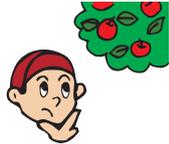
※一部園地に設置してある場合は設置園地のみ割引対象となります。

※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。

## 被害が発生したら？

品種ごとの収穫期に、収穫量の調査を行います。  
被害が発生したら**NOSAI**へ連絡してください。

### ● 損害評価方法



#### ① 被害概況調査

被害発生のおとど、被害地域の見回り等により、被害状況を調査し損害評価の準備を行います。



#### ② 収穫期着果数調査

収穫期に被害申告のあった樹園地の着果数を調査します。



#### ③ 果実品質調査

収穫期着果数調査時に、着果している果実の品質について調査します。



#### ④ 果実重調査

収穫期に調査樹園地内の果実で、大きさが中庸と見られるものを20粒以上抽出し、平均果実重を調査します。

■ 損害評価の基準となる“基準収穫量”は全樹園地の園地条件・肥培管理・隔年結果状況及び損害評価実績を加味し標準収穫量を調整し決定します。

## 支払われる共済金は？

類区分ごとの収穫量調査により、損害割合を算出し共済金を支払います。

### 共済金の支払例

● 補償額（共済金額）1,000,000円で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金} 290,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合} 29\%$$

※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

#### 【損害割合別支払割合】

損害割合	31	41	50	60	70	80	90	100
半相殺方式	1	16	29	43	57	71	86	100

# 半相殺特定危険方式

農家の類区分ごとに損害を把握して、特定の災害による果実の減収が2割を超えた場合に共済金が支払われる方式です。

## 加入できるのは？

■類区分ごとに5アール以上の栽培面積があり、合計で20アール以上の栽培面積がある、5年以上の栽培経験のある農家の方が加入できます。

## 対象となる災害は？

■3種類の災害を対象とし、農家ごとに引受方式を選択できます。

### (ア) 暴風雨



最大風速13.9m/s以上、または最大瞬間風速20.0m/s以上の暴風による果実の減収が対象です。

### (イ) ひょう害



降ひょうによる果実の減収が対象です。

### (ウ) 凍霜害



降霜・凍傷による果実の減収が対象です。

## 加入方式と補償期間は？

### 半相殺特定危険方式の種類

方式	付保割合 (補償割合)	補償額 (共済金額)	補償期間
暴風雨方式 (ア)	80% } から選択 70% } 60% } 50% }	標準収穫金額 × 付保割合	発芽期からその年の果実の収穫まで
ひょう害方式 (イ)			
暴風雨・ひょう害方式 (ア) + (イ)			
暴風雨・ひょう害・凍霜害方式 (ア)+(イ)+(ウ)			

※選択した方式・付保割合に応じて補償額(共済金額)を算定します。

※選択した方式によって対象となる災害が異なります。

※付保割合はNOSAIが補償する最高限度額を定める割合です。

※標準収穫金額は、品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に1kg当たり価額を乗じて算出したものです。

※樹園地の類区分ごとに補償する樹園地単位特定危険方式についてはP.9を参照してください。

# 半相殺特定危険方式

掛金は  
どれくらい?

農家が負担する掛金は、掛金総額の半分です。国が半分の負担をします。また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割引されます。

## 例 りんご10aあたりの県平均値で試算した掛金の目安

- 暴風雨・ひょう害・凍霜害方式に加入する場合

掛金総額 30,950円	
農家負担掛金 15,475円 (50%)	国庫負担掛金 15,475円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 30,950円		
農家負担掛金 4,643円 (15%)	国庫負担掛金 4,642円 (15%)	多目的ネット割引 21,665円 (70%)

## 例 なし10aあたりの県平均値で試算した掛金の目安

- 暴風雨・ひょう害・凍霜害方式に加入する場合

掛金総額 58,575円	
農家負担掛金 29,288円 (50%)	国庫負担掛金 29,287円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 58,575円		
農家負担掛金 8,787円 (15%)	国庫負担掛金 8,786円 (15%)	多目的ネット割引 41,002円 (70%)

### 【防災施設ごとの割引率】

[%]

樹種	防災施設				
	加入方式	防風ネット	多目的ネット	防霜ファン	防ひょうネット
りんご	暴風雨	40	80	-	-
	ひょう害	-	85	-	-
	暴風雨・ひょう害	25	80	-	-
	暴風雨・ひょう害・凍霜害	20	70	20	-
なし	暴風雨	40	80	-	-
	暴風雨・ひょう害	20	80	-	40
	暴風雨・ひょう害・凍霜害	20	70	20	30

※防災施設ごと、加入方式ごとに割引率が異なります。

※一部園地に設置してある場合は設置園地のみ割引対象となります。

※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。

被害が発生したら？

被害の発生のおと、品種ごとに、減収量の調査を行います。被害が発生したら**NOSAI**へ連絡してください。

## ● 損害評価方法



### ①被害概況調査

被害発生のおと、被害地域の見回り等により、被害状況を調査し損害評価の準備を行います。



### ②損傷歩合調査

摘果終了前の被害発生のおと、損傷花(果)数の損傷歩合を調査します。



### ③基準着果数調査

摘果終了後、基準収穫量を決定します。



### ④落果数調査

摘果終了後から収穫期までの被害発生のおと、被害による落果数及び落果した果実の品質について調査します。



### ⑤収穫期着果数調査

収穫期に、被害申告のあった樹園地の着果数を調査します。



### ⑥果実品質調査

収穫期着果数調査時に、着果している果実の品質について調査します。

■ 損害評価の基準になる“基準収穫量”は、被害の発生の有無に関わらず、全樹園地について摘果終了後に着果数を調査し、決定着果数に平均果実重を乗じて決定します。

## 半相殺特定危険方式

支払われる  
共済金は？

類区分ごとに減収量調査により、損害割合を算出し共済金を支払います。

### 共済金の支払例

●補償額（共済金額）1,000,000円で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金} 380,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合} 38\%$$

※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

#### 【損害割合別支払割合】

損害割合	21	31	40	50	60	70	80	90	100
半相殺方式	1	14	25	38	50	63	75	88	100

## その他

損害防止  
事業

NOSAIでは、加入農家の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。

無事戻金

前3か年加入しており、当年度組合員資格を有している者のうち、過去3年間共済金の支払いを受けていないか、被害が僅少で共済金の支払いが少ない農家に共済掛金の一部をお返ししています。

ただし、総代会の議決や収支状況によっては、お返しできない場合があります。

加入方式	減収総合方式				特定危険方式	
	半相殺方式		樹園地単位方式		半相殺方式	樹園地単位方式
	一般方式	短縮方式	一般方式	短縮方式		
項目	農家ごとの類区分ごと		農家ごとの樹園地ごとの類区分ごと		農家ごとの類区分ごと	農家ごとの樹園地ごとの類区分ごと
補償・支払いの単位	農家ごとの類区分ごと		農家ごとの樹園地ごとの類区分ごと		農家ごとの類区分ごと	農家ごとの樹園地ごとの類区分ごと
共済責任期間	花芽の形成期からその花芽の果実の収穫期までの、約1年6~7ヶ月間	その年の発芽期から収穫期までの約7~8ヶ月間	花芽の形成期からその花芽の果実の収穫期までの、約1年6~7ヶ月間	その年の発芽期から収穫期までの約7~8ヶ月間	その年の発芽期から収穫期までの約7~8ヶ月間	
共済事故	すべての自然災害及び病虫害・鳥獣害・火災				加入方式により定められた災害のみ	
加入資格	類区分ごとに5アール以上の栽培面積があること（栽培面積が5アール未満の類区分に属する果樹は加入することができません）				類区分ごとに5アール以上の栽培面積があり、合計の栽培面積が20アール以上ある農家で、5年以上の栽培経験があること	
標準収穫量	品種・樹齢等に応じて計算された、標準的な収穫量					
共済金額（補償額）	（標準収穫量 × 果実の1kgあたり価額）× 農家が選択した付保割合					
1kgあたり価額	県が実施する平均価額の調査結果をもとに、毎年農林水産大臣が定めた金額					
付保割合	70・60・50%の中から農家が選択	60・50%の中から農家が選択		80・70・60・50%の中から農家が選択	70・60・50%の中から農家が選択	
基準収穫量	共済金算定の基礎となる収穫量（今年度被害が発生しなければ期待できる収穫量）					
	園地条件・肥培管理等を現地調査し、標準収穫量を見直して設定				摘果終了後、基準着果数調査を行ない設定	
損害評価	類区分ごと品種ごとに収穫量を調査		樹園地ごと類区分ごと品種ごとに収穫量を調査		類区分ごと品種ごとに減収量を調査	樹園地ごと類区分ごと品種ごとに減収量を調査
損害評価の時期	品種ごとに収穫期前				品種ごとに被害発生のつど及び収穫期前	
損害評価の方法	収穫期前に着果数調査・果実品質調査及び果実重調査を行なう				摘果前の被害発生時は、果実の損傷歩合調査、摘果後は被害発生のつど、落果数調査及び落果調整果数歩合調査、収穫期前に着果数調査及び着果調整果数歩合調査を行なう	
損害割合の算出	$\text{基準収穫量} - (\text{収穫量} + \text{分割減収量}) = \text{減収量}$ $\text{減収量} \div \text{基準収穫量} = \text{損害割合}$				$(\text{減収量} - \text{分割減収量}) \div \text{基準収穫量} = \text{損害割合}$	
共済金の支払開始損害割合	類区分ごとに損害割合が30%を超えた場合		樹園地ごとの類区分ごとに損害割合が40%を超えた場合		類区分ごとに損害割合が20%を超えた場合	樹園地ごとの類区分ごとに損害割合が30%を超えた場合
共済金の算定	損害割合に対応する加入方式別の支払割合を共済金額に乗じて算定					

**Q：全部の園地を加入しないといけないの？**

A：栽培しているすべての園地に加入していただきます。

**Q：園地ごとに加入方式を変えることはできないの？**

A：園地ごとに加入方式を選択することはできません。加入者ごとに1つの加入方式を選択してください。

**Q：栽培面積が早生7a、中生8a、晩生2aだけど加入できるの？**

A：減収総合方式に早生・中生は加入できます。晩生は加入基準である5aを満たしていないため加入できません。  
特定危険方式は加入基準である面積合計20aを満たしていないため加入することができません。

**Q：申込はいつまでにすればいいの？**

A：短縮方式及び特定危険方式は2月25日までに申込みをしてください。  
一般方式は5月31日までに申込みをしてください（翌年の果実が対象になります）。

**Q：多目的ネットと防霜ファンを設置しているけど割引率はどちらが適用されるの？**

A：この場合は、2つを合算した割引率が適用になります。

例・減収総合方式加入 りんご栽培 多目的ネットと防霜ファンが設置してある場合  
多目的ネット35%と防霜ファン5%の合計で40%が割引かれます。

**Q：共済掛金の払込みはいつまで？**

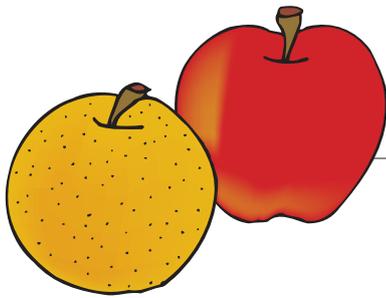
A：短縮方式・特定危険方式は3月25日、一般方式は6月30日が納入期限です。  
なお、期限までに払込みがない場合は、共済関係が解除されます。

**Q：品質調査はどのような調査なの？**

A：果実の品質を調査し収穫果、調整果、被害果に区別します。

**Q：「分割評価」って？**

A：通常行う肥培管理や防除等をせず発生した被害の場合、分割評価基準に基づき、減収量から差引きます。



# こんなときは、 NOSAIへ連絡をお願いします。

- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採、高接等樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

## 果樹共済へのご加入にあたって

この説明書は、果樹共済へのご加入にあたり加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業共済事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。  
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生を通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、組合が引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法にかかる重要事項説明書>

### お問い合わせ先

本所・支所名	住 所	電話・FAX番号	対象エリア
本所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 農業共済会館2階	電話 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 農業共済会館1階	電話 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1(伊勢崎市あずま支所 2階)	電話 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市、佐波郡
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	電話 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市(高崎市吉井町除)、安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6	電話 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市、多野郡、高崎市吉井町
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	電話 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市、甘楽郡
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	電話 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市、北群馬郡
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	電話 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	吾妻郡
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	電話 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市、利根郡
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29(太田市新田庁舎 1階)	電話 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1	電話 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市、みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1	電話 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市、邑楽郡